<高額障害福祉サービス等給付費等 Q&A>

- Q1 郵送でも手続きは可能ですか?
- A 1 可能です。申請書等必要書類を同封し郵送してください。記入不備や不明点があった 場合は、市より連絡をさせていただくほか、追加で書類提出をお願いすることがあり ます。
- Q2 兄弟で、それぞれ障害児通所支援のみを利用しています。利用者負担額の合算対象と なりますか?
- A2 障害児通所支援のみを利用している場合も、高額障害児(通所・入所)給付費の対象 となります。詳しくは療育支援課へお問い合わせください。
- Q3 障害福祉サービスと地域生活支援サービスを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか?
- A3 日中一時支援、移動支援等の地域生活支援サービスは合算対象になりません。
- Q4 夫が介護保険サービスのみを利用していて、妻は障害福祉サービスのみを利用しています。利用者負担額の合算対象となりますか?
- A 4 障害福祉サービスと介護保険サービスを利用している人が異なる場合は、合算対象に なりません。
- Q5 高額介護(予防)サービス費【年間】、高額医療合算介護サービス費の支給決定通知 書を紛失してしまいましたが申請できますか?
- A5 障害福祉課までご相談ください。
- Q6 申請するのを忘れていました。何年前の分まで申請可能ですか?
- A6 5年前の分まで申請可能です。